

④メンタルヘルス対策関係

職場のメンタルヘルス対策の変遷

H12. 8	「事業場における労働者の心の健康づくりのための指針」（旧指針）の策定	労働基準局長通達
H13. 12	「職場における自殺の予防と対応」（自殺予防マニュアル）の策定	小冊子
H16. 10	「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の策定	労働衛生課長通達
H18. 3	「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（健康保持増進のための指針公示第3号）。労働安全衛生法に根拠を置く公示として新たに策定。	厚生労働大臣が公表した指針
H18. 4	改正労働安全衛生法の施行（50人未満の小規模事業場における面接指導は平成20年4月施行） ・ 長時間労働者に対する医師による面接指導制度の導入（面接指導時に労働者のメンタルヘルス面のチェックも実施） ・ 衛生委員会における審議事項に「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」を追加（省令改正）	
H18. 10	自殺対策基本法施行	
H19. 6	自殺対策大綱策定	閣議決定
H19. 10	「職場における自殺の予防と対応」（自殺予防マニュアル）の改訂	小冊子
H20. 4	メンタルヘルス対策支援センターの設置	委託事業
H20. 4	第11次労働災害防止計画策定 計画の目標として「メンタルヘルスカケアに取り組んでいる事業場の割合を50%以上とすること。」を記載。	厚生労働大臣が定めた計画
H20. 10	自殺対策加速化プランの策定	自殺総合対策会議決定
H21. 3	「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」の改訂	労働衛生課長通達
H21. 3	「当面のメンタルヘルス対策の具体的推進について」（局長通達）	労働基準局長通達
H21. 10	職場のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」の開設	委託事業
H22. 2	いのちを守る自殺対策緊急プラン	自殺総合対策会議決定
H22. 9	自殺対策タスクフォース設置	自殺総合対策会議決定

労働者の心の健康の保持増進のための指針（概要）

（平成18年3月31日 健康保持増進のための指針公示第3号）

労働安全衛生法第70条の2第1項に基づき、厚生労働大臣が公表した指針。
メンタルヘルスケアの原則的な実施方法を定めている。

【指針の概要】

- 1 衛生委員会等における調査審議
- 2 心の健康づくり計画の策定
- 3 4つのメンタルヘルスケアの推進
 - ・セルフケア
労働者自身がストレスに気づき対処すること。
 - ・ラインによるケア
管理監督者が職場の具体的なストレス要因を把握し改善すること。
 - ・産業保健スタッフによるケア
産業医等の産業保健スタッフが、セルフケア、ラインによるケアの実施を支援するとともに、教育研修の企画・実施、情報の収集・提供等を行うこと。
 - ・事業場外資源によるケア
メンタルヘルスケアに関する専門機関を活用すること。
- 4 メンタルヘルスケアのための教育研修・情報提供
- 5 職場環境等の把握と改善
- 6 メンタルヘルス不調の気づきと対応
- 7 職場復帰における支援
- 8 個人情報への保護への配慮

心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き

(平成16年10月 改訂平成21年3月)

1 基本的な考え方

円滑な職場復帰を行うためには、職場復帰支援プログラムの策定や関連規程の整備等により、休業の開始から通常業務への復帰までの流れを明確にすることが重要。策定された職場復帰支援プログラム等については、労働者、管理監督者等に周知すること。

2 病気休業開始及び休業中の段階

休業中の労働者が不安に感じていることに関して十分な情報提供や相談対応を行うこと。職場復帰支援に関する事業場外資源や地域にある公的制度等を利用する方法もあることから、これらについての情報を提供することも考えられること。

3 職場復帰の決定までの段階

主治医による職場復帰の判断は、職場で求められる業務遂行能力まで回復しているか否かの判断とは限らないことに留意。より円滑な職場復帰を図る観点から、主治医に対し、あらかじめ職場で必要とされる業務遂行能力の内容や勤務制度等に関する情報提供を行うこと。

4 職場復帰後の段階

心の健康問題を抱えている労働者への対応はケースごとに柔軟に行う必要があることから、主治医との連携を図ること。職場復帰した労働者や当該者を支援する管理監督者、同僚労働者のストレス軽減を図るため、職場環境等の改善や、職場復帰支援への理解を高めるために教育研修を行うこと。

職場におけるメンタルヘルス対策の推進

事業場における基本的取組事項

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年公示第3号）に基づく取組の促進

- 衛生委員会等での調査審議
- 事業場内体制の整備
(事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任)
- 教育研修の実施
- 職場環境等の把握と改善
- 不調者の早期発見・適切な対応
- 職場復帰支援

<平成23年度実施事項>

I 都道府県労働局・労働基準監督署による事業場に対する指導等の実施

- メンタルヘルス対策の具体的な取組について指導・助言

II 全国の「メンタルヘルス対策支援センター」による事業場の取組支援

- 事業者、産業保健の担当者、労働者等からの相談対応
- 個別事業場への訪問指導の実施
- 事業者、産業医、メンタルヘルスに関する相談機関、行政機関等とのネットワーク形成
- 職場の管理職に対する教育の実施
- 職場復帰プログラムの作成支援（平成23年度新規）

III その他メンタルヘルス対策の実施

- 精神科医、産業医に対する研修の実施
- メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じた情報提供等

自殺を予防するための当面の重点施策（自殺総合対策大綱より）

自殺の実態を明らかにする

- 実態解明のための調査の実施
- 情報提供体制の充実
- 自殺未遂者、遺族等の実態解明及び支援方策についての調査の推進
- 児童生徒の自殺予防についての調査の推進
- うつ病等の精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発
- 既存資料の利活用の促進

国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施
- 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施
- うつ病についての普及啓発の推進

早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）を養成する

- かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上
- 教職員に対する普及啓発等の実施
- 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上
- 介護支援専門員等に対する研修の実施
- 民生委員・児童委員等への研修の実施
- 地域でのリーダー養成研修の実施
- 社会的要因に関連する相談員の資質の向上
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 研修資材の開発等
- 自殺対策従事者への心のケアの推進

心の健康づくりを進める

●職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備

適切な精神科医療を受けられるようにする

- 精神科医をサポートする人材の養成など精神科医療体制の充実
- うつ病の受診率の向上
- 子どもの心の診療体制の整備の推進
- うつ病スクリーニングの実施
- 慢性疾患患者等に対する支援
- うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

社会的な取組で自殺を防ぐ

- 地域における相談体制の充実
- 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実
- 失業者等に対する相談窓口の充実等
- 経営者に対する相談事業の実施等
- 法的問題解決のための情報提供の充実
- 危険な場所、薬品等の規制等
- インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- インターネット上の自殺予告事案への対応等
- 介護者への支援の充実
- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知

自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

- 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実
- 家族等の身近な人の見守りに対する支援

遺された人の苦痛を和らげる

- 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援
- 学校、職場での事後対応の促進
- 遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進
- 自殺遺児へのケアの充実

民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の電話相談事業に対する支援
- 民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援

誰もが安心して生きられる温かい社会づくりを目指して

～厚生労働省における自殺・うつ病等への対策～

厚生労働省 自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム報告
(平成22年5月28日)

- 自殺者数は32,845人(平成21年)と深刻な状況
- 厚労省は、医療、福祉、労働、年金など、一生を支える責務を有し、自殺対策に重要な役割

自殺の実態の分析

<様々な統計データの分析を実施>

- 自殺には多くの要因が関連
- 自殺率の高いハイリスク者

無職者
離婚者など独居者
生活保護受給者
精神疾患患者

- 有職者の自殺率も上昇
- 地域・時節など様々な要因をとらえた効果的な対策が求められる

うつ病等の精神疾患

- うつ病の受診患者数の急激な増加
- 治療を受けていない重症者の存在
- 自殺の背景に、様々な精神疾患が関連することが多い
- 精神科医療の改革と診療の質の向上が求められている

今後の厚生労働省の対策 五本柱

柱1

普及啓発の重点的实施

～当事者の気持ちに寄り添ったメッセージを発信する～

柱2

ゲートキーパー機能の充実と地域連携体制の構築

～悩みのある人を、早くと確に必要な支援につなぐ～

柱3

職場におけるメンタルヘルス対策・職場復帰支援の充実

～一人一人を大切にする職場づくりを進める～

柱4

アウトリーチ（訪問支援）の充実

～一人一人の身近な生活の場に支援を届ける～

柱5

精神保健医療改革の推進

～質の高い医療提供体制づくりを進める～

※今後のメンタルヘルス対策

労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加する。

受動喫煙防止対策の充実・強化

- 受動喫煙を防止するための措置として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を低減させるため一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

（「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」は、6月を超えない範囲内で政令で定める日）

精神的健康の状況を把握するための検査と面接指導

医師・保健師がメンタルチェックを実施

一般定期健康診断の「自覚症状、他覚症状の有無の検査」に併せて実施
※別途実施も可能

- ひどく疲れた
- 不安だ
- ゆううつだ
- ・
- ・
- ・

